

○松山養護老人ホーム事務組合職員給与条例

制 定 昭和 33 年 1 月 17 日  
改 正 昭和 46 年 12 月 13 日条例第 1 号  
昭和 49 年 2 月 19 日条例第 1 号  
昭和 49 年 9 月 18 日条例第 12 号  
昭和 50 年 11 月 1 日条例第 1 号  
令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、本組合職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条に定める本組合職員の給与等の支給については、松山市職員給与条例（昭和 2 7 年松山市条例第 3 1 号）及び同条例の改正に係る経過措置に関する規定ほか給与等に関する諸条例を準用する。

(規則への委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し昭和 33 年 2 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の適用以前の給与については、なお従前の例による。

附 則（昭和 46 年 12 月 13 日条例第 1 号）

この条例は昭和 47 年4 月1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 2 月 19 日条例第 1 号）

この条例は昭和 49 年 2 月 19 日から施行する。

付 則（昭和 49 年 9 月 18 日条例第 12 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 10 日から適用する。
- 2 第 2 条の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に組合が有する養護老人ホームに勤務する職員の特殊業務手当および日宿直手当については、この条例の施行の日以後新設する養護老人ホームが完成するまでの間は、次のとおりとする。

| 区 分       |                       | 支 給 額          |
|-----------|-----------------------|----------------|
| 1. 特殊勤務手当 | 生活指導員<br>寮 母<br>看 護 婦 | 給料月額の 4 %を毎月支給 |

|          |       |     |            |
|----------|-------|-----|------------|
| 2. 日宿直手当 | 日 宿 直 | 1 回 | 1, 5 0 0 円 |
|          | 土 曜 直 | 〃   | 2, 2 5 0 円 |

付 則（昭和 50 年 11 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。